

成田市水道事業配水場運転保守管理業務委託(令和5年度から令和9年度)及び成田市簡易水道事業浄水場運転保守管理業務委託(令和5年度から令和9年度)要求水準書

第1章 総則・一般事項

(趣 旨)

第1条 成田市水道事業配水場運転保守管理業務委託(令和5年度から令和9年度)及び成田市簡易水道事業浄水場運転保守管理業務委託(令和5年度から令和9年度)要求水準書(以下「本要求水準書」という。)は、受注者及び成田市(以下「発注者」という。)が成田市水道事業配水場運転保守管理業務及び成田市簡易水道事業浄水場運転保守管理業務(以下「本業務」という。)を実施する上で、満たすべき本業務実施にかかる業務の水準を定めるものであり、また、受注者が具体的な実施方法などを提案する上での指針となるものである。

(適 用)

第2条 受注者は、本要求水準書に定める事項を満たす限りにおいて、本業務に関し自由に提案を行うことができるものとする。

- 2 受注者は、本業務の契約期間にわたって、要求水準を遵守しなければならない。
- 3 受注者が提出する提案については、発注者と受注者が協議を行った上で、その内容を本業務の履行に十分反映させるものとする。

(業務の履行)

第3条 受注者は、契約書、業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)、本要求水準書、公募型プロポーザル方式実施要領、その他関係書類及び関係法令を遵守し、施設及び機器類を適切に運転・保守管理することにより施設の機能を十分に発揮し、安全で安定的な水道水の供給を図るものとする。

- 2 受注者は、発注者が実施していた業務の一部を受注することから、業務従事者に必要な資格者を配置し、適正に業務を遂行する体制を整えるものとする。
- 3 受注者は、本業務が長期に亘り継続するものであることから、受注者の持つ技術力を活かし、様々な取組みや工夫を行って、業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。

4 受注者は、本業務が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に行うものとする。

(業務の一部再委託)

第4条 本業務の実施にあたり、受注者は、専門性が高い等の理由で、本業務の一部を他の者に再委託し、または請け負わせる場合は、書面により発注者の承諾を必ず受けるものとする。ただし、受注者は業務の実施に当っては工程管理、業務実施確認等、その業務が完了するまで責任をもって監督するものとする。

2 発注者は、再委託等を行うことにより、業務の確実な履行が見込めないと認めるときには承諾しないことができる。また、業務の全部を再委託することはできないものとする。

(貸与品)

第5条 発注者は、受注者に業務に必要な関係書類、検査機器等を貸与する。

2 受注者は、前項に掲げる以外のもので、業務遂行上必要と認められる場合は、発注者の許可を得て使用することができる。

3 受注者は、貸与品等について、台帳を作成して善良な管理を行い、発注者に報告しなければならない。

(資料の保管)

第6条 受注者は、貸与された資料、関係書類等について責任を持って保管するものとし、発注者の許可無くそれらを外部に持出し、又は提供してはならない。

(盗難、火災等の防止)

第7条 受注者は、管理する施設の火災防止、盗難防止に努めなければならない。

(安全管理)

第8条 受注者は、業務の実施にあたり、保安設備等の改善が必要と思われる場合は、発注者に速やかに報告しなければならない。

2 受注者は、感電、薬品類、ガス、酸欠空気、転落、その他業務遂行上危険が見込まれる場合は、発注者に速やかに報告するとともに保安上必要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

3 受注者は、従事者が危険な作業を行う場合は、関係法令を遵守し、安全教育を実施して、作業の安全確保を図らなければならない。

(危機管理対応)

第9条 受注者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態が発生した場合及び警備に伴う異常事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。

- 2 受注者は、緊急事態が発生した場合は、必要な初期対応を行ったのち速やかに緊急連絡表に基づき発注者に連絡しなければならない。
- 3 受注者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等緊急事態の初期対応の考え方については、「成田市水道部危機管理マニュアル」等に基づき、発注者に提案を提出すること。
- 4 受注者は、提出した提案に基づき、発注者と協議の上、詳細な危機管理対応方法を定め、履行するものとする。

(環境への取り組み)

第10条 受注者は、環境への取組みについて、特に、次の項目について配慮すること。

- (1) 環境への負荷の軽減に向けた取組み
 - (2) 浄水場及び配水場の省エネ・低コストに関する取組み
- (関係法令遵守)

第11条 受注者は、業務委託履行に当たり、次に掲げる法規を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 職業安定法
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 水道法
- (6) 電気事業法
- (7) 消防法
- (8) 騒音規制法
- (9) 水質汚濁防止法
- (10) 大気汚染防止法
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (12) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (13) 個人情報保護に関する法律
- (14) その他この契約の履行に関する法律
- (15) 成田市条例・規則
- (16) 成田市公害防止条例
- (17) 監督官庁からの指示命令等

(報告書等の提出及び協議)

第12条 受注者は、受注者が作成し発注者の承認を得た様式に従い、業務日報、月間業務報告書、年間業務報告書及び設備点検報告書等を業務実施後、遅滞なく発注者に提出しなければならない。また、業務日報、月間業務報告書、年間業務報告書及び設備点検報告書等の報告事項において技術的問題がある場合は、その都度発注者に報告し、協議しなければならない。

(設備の点検整備)

第13条 受注者は、施設の性能を十分に発揮させるため、各種設備・機器の点検整備を行うものとする。

- 2 日常で行う点検は、五感による異常の有無の確認を中心とし、各種機器を巡視し、異常な音、振動、臭い、高温、漏れ及び各種計測計器の指針値などを確認し、異常を認めたときは、速やかに発注者に報告するとともに必要な措置を講ずること。
- 3 日常で行う整備は、各種機器が正常に稼動するよう機器の清掃、機器の各種消耗品の交換及び補充、簡易な破損部品の交換などを行うこと。

(機器の故障の対応と軽微な修理)

第14条 受注者は、日常点検において不良箇所を発見したとき又は設備・機器類に故障が発生したときには速やかに発注者に報告し、必要な初期対応を行うこと。

- 2 受注者は、初期対応等を行った場合は、後日、その状況を記した書類を発注者に提出しなければならない。

(修繕・改修計画の作成)

第15条 令和5年度の各浄・配水場の修繕・改修計画は、発注者が作成する。

- 2 令和6年度以降の各浄・配水場の修繕計画は、受注者が前年度までに実施した運転管理及び保守点検の実績をもとに、発注者と受注者があらかじめ協議し、発注者がこれを作成する。

(要求水準の未達)

第16条 受注者の原因で要求水準書に求める要件が満足できなくなった場合は、受注者は速やかに発注者に報告するものとする。この場合において、受注者は、その原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な措置を講じて、状況を改善するものとする。

- 2 要求水準の未達が水道利用者に重大な影響を与えるような場合、発注者及び受注者は協力して、その改善に努めなければならない。
- 3 要求水準の未達に対する罰則は、十分な調査をもとに発注者と受注者が協議して決めることとする。

(業務の中断)

第17条 受注者は、やむを得ない事情により本業務を中断するときは、あらかじめその旨を発注者に連絡するとともに、発注者と協議して業務に支障を生じることのないように努めなければならない。

第2章 業務の水準

(業務の実施)

第18条 受注者は、本業務の実施体制等について、契約締結後速やかに発注者が定めた本業務担当者との協議し、年間業務計画書を作成して発注者の承諾を得なければならない。

- 2 年間業務計画書に記載が必要な事項は業務委託仕様書によるものとする。
- 3 発注者は、前項において承諾した業務の実施体制であっても、本業務の遂行上必要があると認められるときは、文書で改善を申し入れることができるものとする。この場合において、受注者は誠意をもってこれに対応しなければならない。
- 4 発注者は、緊急を要すると判断した業務については、受注者に他の業務に優先して実施するよう指示することができるものとする。この場合、受注者は発注者の指示に従い対応するものとする。
- 5 受注者は、運転管理、図書類及び機器等に精通し、適切な運転・操作を行い、誤操作防止に努めなければならない。
- 6 受注者は、水道水の安定供給の維持、施設や作業の安全確保及び技術の向上を図るため、教育、研修、事故・災害発生時に備えた訓練などを実施しなければならない。
- 7 受注者は、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、業務従事者全員に水道法に規定する健康診断を実施し、発注者に報告しなければならない。

(業務委託の概要)

第19条 本業務委託の概要は次のとおりである。

(1) 運転監視業務

- ア、取水施設、浄水場及び配水場等（以下「浄配水場等」という。）の運転監視業務
- イ、浄配水場等の遠方監視装置（水道事業は、簡易監視装置）による監視業務
- ウ、浄配水場等の機器運転操作、機器切替
- エ、各種データの記録、整理

- オ、緊急時の初期対応、緊急連絡
- カ、停電時対応
- キ、業務日報、月間業務報告書及び年間業務報告書作成
- ク、その他、発注者が必要とする事項
- (2) 機械及び電気設備の保全業務
 - ア、浄配水場等の機械・電気設備の日常点検、月次点検、年次点検
 - イ、機械・電気設備の不具合調査及び初期対応、軽微な整備
 - ウ、機器点検計画表作成、点検報告書の作成・整理、機器管理台帳の整理、月報及び年報作成
 - エ、その他、発注者が必要とする事項
- (3) 巡回監視業務
 - ア、浄配水場等の機器等の運転状況確認
 - イ、浄配水場等の各種データの記録
 - ウ、浄配水場等の機器運転操作、機器切替え
 - エ、浄配水場等の水質状況確認
 - オ、浄配水場等の防犯状況、施設の施錠の確認
 - カ、薬品等の在庫量確認
 - キ、薬品の注入率確認
 - ク、その他、発注者が必要とする事項
- (4) 水質管理業務
 - ア、水処理状況確認業務（原水、ろ過処理水、浄水についての色、濁り、残留塩素濃度などの確認）
 - イ、薬品注入量の管理業務（次亜塩素酸ナトリウム、硫酸、水酸化ナトリウム、ポリ塩化アルミニウムなどの注入率の適正管理）
 - ウ、給水末端毎日水質検査業務（色、濁り、残留塩素濃度等の確認）
 - エ、水質管理に関する記録・報告・資料の整理
 - オ、水質計器の点検・整備
 - カ、その他、発注者が必要とする事項
- (5) 修繕・改修業務
 - ア、浄配水場等の設備・機器等の軽微な整備
 - イ、浄配水場等の設備・機器等に故障が発生したときの初期対応
 - ウ、浄配水場等の設備・機器等に関する資料の整理、設備台帳の整理
 - カ、その他、発注者が必要とする事項

(6) 調達業務

ア、薬品類の在庫管理と調達

※薬品類の調達に関しては、別紙薬品購入仕様書に準拠すること

イ、試験用試薬の在庫管理と調達

ウ、浄配水場等の非常用発電機の燃料（A重油、軽油）の在庫管理

（調達は発注者が実施）

エ、巡回監視等に使用する自動車燃料（ガソリンなど）の在庫管理と調達

オ、保全管理用の備消耗品類の調達

カ、安全衛生関係部品の調達

キ、その他、発注者が必要とする事項

(7) 防犯業務

ア、浄配水場等の施錠確認及び警備機器の操作

イ、警備機器警報発生時の対応

ウ、浄配水場等のフェンスの状態確認及び建物周辺の巡視業務

エ、その他、発注者が必要とする事項

(8) 維持管理業務

ア、浄配水場等の清掃業務

イ、浄配水場等の敷地内の除草及び植栽管理（必要に応じて対応）

ウ、浄配水場等の敷地内の除雪・排雪業務（必要に応じて対応）

エ、浄配水場等の産業廃棄物処理業務の補助業務

オ、計装機器保守点検業務

カ、浄配水場等の場内及び場外の整理整頓、清潔の維持

ク、浄配水場等の着水井や配水池等の池内清掃業務の補助業務

(9) その他

ア、データの記録・分析・管理

イ、緊急時対応

ウ、苦情処理（必要に応じて対応）

(10) 上記以外の本業務実施において必要な業務

（業務実施要領の決定）

第20条 受注者は前条（1）～（10）の各業務を実施する上で留意すべき点、効率的・効果的業務方法などについて年間業務計画書に示し、提出すること。

2 受注者が提示した提案内容に基づき、発注者、受注者協議して詳細な業務実施方法を定めるものとする。

(運転管理業務体制)

第21条 受注者の運転管理業務体制は次のとおりとする。

(1) 運転監視業務

ア、業務は通年で、毎日午前8時30分から午後5時15分までを勤務時間とする。その他の時間帯は、警報用電話連絡等の緊急対応が必要となった場合に都度出勤して対応するものとする。

イ、勤務時間中は、本市並木町配水場に、業務従事者を最低1名配置し、施設の運転監視及び連絡受付業務等を行うこと。ただし、他の方法を採用することで、これらの業務が十分に行えると認められ、かつ、発注者が承諾した場合に限り、当該他の方法による監視体制をとれるものとする。

(2) 巡回監視業務

ア、業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

イ、業務は通年で、勤務時間内を基本とする。

(3) 機械及び電気設備の保全業務

ア、業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

イ、業務は勤務時間内を基本とする。

(4) 水質関係の日常業務

ア、業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

イ、業務は通年で、勤務時間内を基本とする。なお、巡回監視業務従事者と兼務できることとする。

(5) 緊急対応体制

浄配水場等の緊急時に迅速に対応できる人員体制を整備すること。

(6) 業務提案書に第19条(1)～(10)の管理業務に関する業務体制、責任分担、配置人数などについて、受注者の業務実施に関する方針、考え方、具体的な方法等をまとめて提出すること。

(7) 休憩時間、休息時間、週休日等の就業については、発注者の職員の勤務時間、休暇等に関する条例を参考にして定めること。

(8) 総括責任者は、平日の勤務時間内は常駐しなければならない。但し、総括責任者が不在の場合は、副総括責任者が常駐すること。

(業務要求水準)

第22条 発注者は、本業務を履行する上で、受注者が最低限満たすべき要件を次のとおり定める。なお、その具体的な手法については、受注者が提案の中で示し、発注者との協議を行った上で、その提案を業務提案書に反映させて、発注者に提出すること。

(1) 業務の基本的水準

受注者は、自らのノウハウを最大限活用し、浄配水場等の運転・保守管理を主体的に行い、良質な水道水を安定的に供給しなければならない。また、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制により臨むこと。

さらに、業務の公益性を十分理解し、需用者や地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。また、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けた取組みを推進すること。

(2) 施設の運転管理及びその他関連業務

ア、水質管理の水準

受注者は、「成田市水安全計画」、「成田市水道事業水質検査計画」、「成田市簡易水道事業水質検査計画」に基づき、原水水質の変化に対応するため浄水処理工程における水質管理を徹底するものとする。また、水質管理に必要な項目の検査・測定を実施し、必要に応じて最適な薬品注入率を決定し、水質の向上に努めることとする。

水道法に定める水質基準項目の水準については、これまでの省令などを参照して遵守するものとする。

水質管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

○水源から給水栓に至る統合的アプローチにより水道水質管理水準の向上を図る目的で、令和元年6月に策定した「成田市水安全計画」で規定した水質管理基準を遵守すること。

① 成田市水道事業配水場

東町配水場 (高架水塔含む)	配水残留塩素濃度 0.4mg/L ~ 0.8mg/L ^{※1}
(給水区域末端給水栓)	残留塩素濃度 0.1mg/L以上 ^{※2} マンガン及びその化合物 0.05mg/L以下 ^{※3}
飯田町配水場	配水残留塩素濃度 0.4mg/L ~ 0.8mg/L ^{※1}
(給水区域末端給水栓)	残留塩素濃度 0.1mg/L以上 ^{※2} ヒ素及びその化合物 0.01mg/L以下 ^{※3} マンガン及びその化合物 0.05mg/L以下 ^{※3}
並木町配水場	受水残留塩素濃度 0.5mg/L ~ 0.9mg/L ^{※4} 配水残留塩素濃度 0.4mg/L ~ 0.8mg/L ^{※1}
(給水区域末端給水栓)	残留塩素濃度 0.1mg/L以上 ^{※2} ヒ素及びその化合物 0.01mg/L以下 ^{※3} 鉄及びその化合物 0.3 mg/L以下 ^{※3} マンガン及びその化合物 0.05mg/L以下 ^{※3}
三里塚配水場	配水残留塩素濃度 0.4mg/L ~ 0.8mg/L ^{※1}
(給水区域末端給水栓)	残留塩素濃度 0.1mg/L以上 ^{※2} ヒ素及びその化合物 0.01mg/L以下 ^{※3} 鉄及びその化合物 0.3 mg/L以下 ^{※3} マンガン及びその化合物 0.05mg/L以下 ^{※3}
東和田配水場	配水残留塩素濃度 0.4mg/L ~ 0.8mg/L ^{※1}
(給水区域末端給水栓)	残留塩素濃度 0.1mg/L以上 ^{※2} 鉄及びその化合物 0.3 mg/L以下 ^{※3} マンガン及びその化合物 0.05mg/L以下 ^{※3}
宗吾配水場	配水残留塩素濃度 0.4mg/L ~ 0.8mg/L ^{※1}
(給水区域末端給水栓)	残留塩素濃度 0.1mg/L以上 ^{※2} ヒ素及びその化合物 0.01mg/L以下 ^{※3}

	鉄及びその化合物 0.3 mg/L以下 ^{※3} マンガン及びその化合物 0.05mg/L以下 ^{※3}
郷部配水場	配水残留塩素濃度 0.4mg/L ~ 0.8mg/L ^{※1}
(給水区域末端給水栓)	残留塩素濃度 0.1mg/L以上 ^{※2} 鉄及びその化合物 0.01 mg/L以下 ^{※3} マンガン及びその化合物 0.05mg/L以下 ^{※3}
公津の杜配水場	配水残留塩素濃度 0.4mg/L ~ 0.8mg/L ^{※1}
(給水区域末端給水栓)	残留塩素濃度 0.1mg/L以上 ^{※2} 鉄及びその化合物 0.3 mg/L以下 ^{※3} マンガン及びその化合物 0.05mg/L以下 ^{※3}
山口配水場	受水残留塩素濃度 0.6mg/L ~ 1.0mg/L ^{※4} 配水残留塩素濃度 0.4mg/L ~ 1.0mg/L ^{※1}
(給水区域末端給水栓)	残留塩素濃度 0.1mg/L以上 ^{※2}
久住配水場	受水残留塩素濃度 0.4mg/L ~ 1.0mg/L ^{※1} 配水残留塩素濃度 0.4mg/L ~ 0.8mg/L ^{※1}
(給水区域末端給水栓)	残留塩素濃度 0.1mg/L以上 ^{※2}
野毛平配水場	受水残留塩素濃度 0.4mg/L ~ 1.0mg/L ^{※1} 配水残留塩素濃度 0.4mg/L ~ 0.8mg/L ^{※1}
(給水区域末端給水栓)	残留塩素濃度 0.1mg/L以上 ^{※2}
<p>※1 自動連続計器</p> <p>※2 毎日検査による手分析</p> <p>※3 別途委託分の検査項目</p> <p>※4 印旛広域水道 自動分析器</p>	

② 成田市簡易水道事業浄水場

下総小野浄水場	ろ過後残留塩素濃度 0.4mg/L ~ 1.2mg/L ^{※1} 配水残留塩素濃度 0.4mg/L ~ 0.8mg/L ^{※1} 混和池 pH 6.0~7.0(目標値:6.5) ^{※1} 急速ろ過機出口 pH 7.0~7.8 ^{※1}
(給水区域末端給水栓)	残留塩素濃度 0.1mg/L以上 ^{※2} ヒ素及びその化合物 0.01mg/L以下 ^{※3} 鉄及びその化合物 0.3 mg/L以下 ^{※3} マンガン及びその化合物 0.05mg/L以下 ^{※3}
伊能浄水場	ろ過前残留塩素濃度 0.5mg/L ~ 1.2mg/L ^{※1} 配水残留塩素濃度 0.5mg/L ~ 1.0mg/L ^{※1} 酸剤注入後 pH 4.0~6.0(目標値:5.5) ^{※1} アルカリ剤注入後 pH 6.3~8.0 ^{※1} 活性アルミナ吸着塔出口ヒ素0.005mg/L以下 ^{※3}
(給水区域末端給水栓)	残留塩素濃度 0.1mg/L以上 ^{※2} ヒ素及びその化合物 0.01mg/L以下 ^{※3} 鉄及びその化合物 0.3 mg/L以下 ^{※3} マンガン及びその化合物 0.05mg/L以下 ^{※3}

※1 自動連続計器

※2 毎日検査による手分析

※3 別途委託分の検査項目

イ、水圧管理の水準

管末で減圧給水とならないように各浄配水場等の配水圧力を適切に管理すること。

各浄配水場等の水圧管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

① 成田市水道事業配水場	
東町配水場 郷部配水場	高架水塔による自然流下型の施設であるため、配水圧力に関する基準は設けないが、減圧給水とならないように、高架水塔の水位並びに施設出口バルブの開度の管理を適切に行うこと。
飯田町配水場	0.37MPa
並木町配水場	0.25MPa ～ 0.40MPa (推定末端圧力制御：0.24MPa)
三里塚配水場	0.15MPa ～ 0.23MPa (推定末端圧力制御：0.19MPa)
東和田配水場	0.60MPa
宗吾配水場	0.23MPa
公津の杜配水場	0.24MPa (公津の杜系) 0.25MPa (公津西系)
山口配水場	0.41MPa
久住配水場	0.41MPa
野毛平配水場	0.65MPa
② 成田市簡易水道事業浄水場	
伊能浄水場	0.25MPa
下総小野浄水場	高架水塔による自然流下型の施設であるため、配水圧力に関する基準は設けないが、減圧給水とならないように、高架水塔の水位並びに施設出口バルブの開度の管理を適切に行うこと。 0.25MPa (加圧ポンプ系)
○各浄配水場とも、配水管末において、0.15MPaの配水圧力を確保すること。	

ウ、水量管理の水準

配水状況により必要な設備を運転し、取水量の調整、浄水処理工程での水位等のバランス調整及び配水池水位の監視を行う。また、施設能力（浄水能力、配水能力）に応じた配水量の調整を行う。

水量管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

○各取水施設（井戸施設）から汲み上げる水量は、許可水量の範囲内で行うこと。

① 成田市水道事業配水場

東町配水場水系	5,400m ³ /日（井戸4本）うち暫定井2本
飯田町配水場水系	1,600m ³ /日（井戸1本）
並木町配水場水系	8,000m ³ /日（井戸5本）
三里塚配水場水系	3,500m ³ /日（井戸3本）うち暫定井1本
東和田配水場水系	1,600m ³ /日（井戸1本）
宗吾配水場水系	700m ³ /日（井戸1本）
上記以外の配水場の水源	<p>印旛広域水道用水供給事業からの受水を山口配水場及び並木町配水場で受けている。</p> <p>（内訳）</p> <p>山口配水場：4,500m³/日（令和4年度実績）</p> <p>※郷部・久住・野毛平配水場へ一部送水</p> <p>並木町配水場：5,560m³/日（令和4年度実績）</p> <p>※公津の杜配水場へ一部送水</p>

② 成田市簡易水道事業浄水場

伊能浄水場	1,381m ³ /日
下総小野浄水場	791m ³ /日

エ、水質検査

水質検査については、受注者が以下の検査を行うこととする。

なお、以下に記載がない水質検査（法定水質検査等）については、発注者で別途契約し実施するものとする。

- ① 給水末端部での水質検査は、毎日1回以上、各浄配水場系統別に、色、濁り、残留塩素濃度の3項目について行う。
- ② 浄水処理の確認のために行う水質検査は、各浄配水場等で良好な水道水質を維持するために必要な回数を実施する。
- ③ 上記水質検査の結果、異常が認められた場合は、速やかに、発注者に報告を行うこと。

オ、薬品の調達及び管理

最適な浄水処理により良好な水質を保持するために必要な浄水薬品（水質測定用の試薬類を含む。）の調達及び管理については、受注者にて行う。

- ① 水道用次亜塩素酸ナトリウム
- ② 水道用濃硫酸
- ③ 水道用水酸化ナトリウム
- ④ 水道用ポリ塩化アルミニウム
- ⑤ 水質測定用の検査試薬類

カ、燃料の調達と管理

浄配水場等の運転管理を良好に行うために必要な各種燃料の調達については発注者が行い、その適正な管理については、受注者が行うものとする。また、受注者は浄配水場等の効率的な運営に努め、省エネルギーに尽力すること。

キ、通信の調達と管理

テレメータや電話回線等運転管理に必要な通信の調達については発注者が行い、その適正な管理については、受注者が行うものとする。

ク、消耗品類の調達と管理

委託業務の実施に要する全ての消耗品類の調達と管理については、受注者が行い、浄配水場等の運転管理に支障をきたすことがないよう、適正に行うこと。

ケ、データの記録・分析・整理

受注者は、運転管理に係るデータの項目、記録の方法をあらかじめ発注者と協議し、これを記録・分析・整理するものとする。

コ、緊急時の対応

受注者は、設備機器の故障又は不具合が生じ、応急に措置しなければならないと判断した場合、施設の機能を維持できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに発注者に報告すること。

サ、緊急時対応マニュアルの作成と訓練の実施

受注者は、緊急時に、発注者と連携をとりながら水道利用者への影響を最小限に食い止め、安定給水のために最善の対応を図れるように緊急時対応マニュアルを作成しなければならない。また、緊急時に迅速に対応できるように、業務従事者に対し必要な訓練等を行うものとする。

(3) 施設の保守点検等業務

ア、機械・電気・計装設備保守点検

受注者は、機械・電気・計装設備の構造や特徴はもとより、水道施設全体のシステムを十分に把握し、浄配水場等の運転に支障が無いよう保守点検を行うこと。なお、各機器の点検方法及び周期等については業務委託仕様書による。

イ、電気保安業務及び消防設備点検業務の補助業務

受注者は、発注者が別途契約し実施する、自家用電気工作物保安点検や消防設備点検など、関係法令に定める点検業務が円滑に行われるように補助するものとする。

ウ、薬液注入設備保守点検

受注者は、水道原水の消毒や追加塩素を行う薬液注入設備の構造や特徴はもとより、設備全体のシステムを十分に把握し、浄配水場等の運転に支障が無いよう保守点検を行うこと。なお、対象機器、点検方法及び点検周期などについては業務委託仕様書による。

エ、浄水汚泥処理業務の補助業務

受注者は、発注者が別途契約し実施する、浄水施設で発生した浄水汚泥等（天日乾燥床内の汚泥など）の処分業務（積み込み、運搬含む。）が円滑に行われるように補助するものとする。

オ、保安業務

受注者は、浄配水場等内の平穏・安全を保つよう施設の施錠、警備装置の操作、場内、場外の見回りなどの業務を行うこと。

カ、備品等の保守管理業務

受注者は、施設の維持管理を良好に行うための備品の保守管理を行うこと。

キ、文書の管理業務

受注者は、浄配水場等の運転・保守管理、維持管理を良好に行う上で必要となる竣工図、その他の文書に関して、棄損・滅失がないよう適正に保管すること。また、発注者の指示に従い、必要な修正、追録等を行うこと。なお、文書の取扱いについては、発注者が定める文書管理や個人情報保護に関する規定などに基づいて行うこととする。

ケ、データの記録

保守管理に係るデータは、受注者がこれを記録すること。なお、データの項目、記録の方法等については、業務開始前に事業実施計画書上で明示し発注者との協議の上、決定するものとする。

(4) 施設の維持管理

ア、浄配水場等維持管理業務

受注者は、浄配水場等の機能を良好に保ち、整理整頓に心掛け、清潔を維持するように努めること。

イ、構造物及び建築物の清掃業務

受注者は、浄配水場等の構造物及び建築物全体を熟知し、その機能を良好に保つため、清掃等の維持管理を行うこと。また、以下に挙げた清掃業務についてはその要求水準を満たすこと。

- ① 浄配水場等の着水井や配水池等の清掃箇所等については、発注者受注者協議の上決定し、発注者で別途契約し実施するものとする。受注者は、発注者が別途契約し実施する、清掃業務が円滑に行われるように補助するものとする。
- ② その他の建築物における清掃等の維持管理は、受注者が必要に応じ、必要な箇所について適宜実施すること。

ウ、除草及び植栽管理業務

除草及び植栽管理業務については、発注者で別途契約し実施するものとする。但し、受注者は、発注者との協議により、必要に応じて浄配水場等の除草業務を行うことができるものとする。

エ、環境衛生管理業務

本業務の実施にあたっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、施設は常に清潔に保ち、水の汚染を防止しなければならない。

(5) その他

ア、法令の遵守について

本業務の履行にあたっては、関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

イ、施設の使用について

本業務の実施に要する事務室等の施設は、その機能を良好に保ち、且つ、履行にあたっては関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

ウ、備品の使用について

本業務の履行に要する水質計器等の備品は、校正、点検整備を十分行い、その機能を良好に保って、使用の際に支障がないよう管理すること。

(技術レベル向上の取組)

第23条 受注者は、浄配水場等の管理において、その技術レベルが向上するよう心がけなければならない。

2 受注者は、業務遂行上必要なマニュアルを作成しなければならない。また、マニュアルは常に見直しを行い、発注者の承諾を受けて適切に管理するものとする。

3 受注者は、浄配水場等の管理技術の伝承に努め、技術研修の実施や資格取得の推進を図って業務従業者の技術レベルの向上を図るとともに、業務委託の履行で習得したノウハウについては文書で取りまとめ、発注者に報告するものとする。

4 前2項に規定するマニュアル及び発注者が承諾した文書等の著作権は、発注者に帰属する。

(車輛の運行)

第24条 受注者は、巡回施設監視業務等、場外で作業する場合、受注者の所有する車輛を使用し、受注者の従業者の運転で車輛を運行すること。

2 受注者が使用する車輛には、発注者の承諾を受けて水道業務に従事していることを示す表示を施すものとする。

3 発注者と受注者が同じ車輛に乗ってはいけない。

4 受注者の車輛事故については、受注者が一切の責任を持つものとする。

(守秘義務)

第25条 受注者は、業務で知り得た発注者の施設及び発注者の関連情報を業務以外に使用し、又は他に漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾を得て管理している書類や図書を許可なく外部に持ち出したり、他人に閲覧、複写、譲渡等したりしてはならない。

(雑 則)

第26条 受注者は、契約書、業務委託仕様書、本要求水準書及びその他の関係書類のなかに記載されていない事項であっても、また業務履行上で発注者から指示されていない事項であっても、施設運転管理上、当然必要な業務等を行うものとする。

(疑 義)

第27条 この本要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者受注者協議の上、定めるものとする。